

別紙1 施設を利用した各種催しの企画及び実施に関する業務

有度山総合公園運動施設等の設置目的を達成し、施設の利用率を高めるために、以下に掲げた事業を実施すること。また利用者のニーズに応じた教室等の各種自主事業を積極的に実施すること。

なお、以下1、2による事業の区別をし、記録（帳簿等）簿の作成をすることとする。

1 市の施策により実施する教室等（以下「指定事業」という。）

（1）有度山総合公園運動施設の教室

項目		事業数及び開催回数
1	だれでも参加できる健康増進教室	1 教室以上 全 32 回以上 ※硬式テニス教室他

（2）城北運動場の教室

項目		事業数及び開催回数
1	女性のスポーツ活動教室	1 教室以上 全 16 回以上
2	だれでも参加できる健康増進教室	1 教室以上 全 40 回以上 ※硬式テニス初心者教室他

（3）清水長崎新田スポーツ広場の教室

項目		事業数及び開催回数
1	幼児及び小学生の運動・外遊び教室	2 教室以上 全 60 回以上 ※キッズテニス教室他
2	高齢者のスポーツ活動教室	1 教室以上 全 20 回以上
3	だれでも参加できる健康増進教室	3 教室以上 全 120 回以上 ※ピラティス教室他
4	障害のある人のスポーツ活動教室	1 教室以上 全 2 回以上 ※ボッチャ教室他

指定事業は、市のスポーツ推進計画に沿った事業である。事業内容においては、年度開始前の市が指定する日までに、実施計画書を提出した後、教室等の内容、参加料、回数、区分等について協議し、承認を得て実施すること。また、参加者から受講料を徴収することは可能であるが、実費相当額の受講料とすること。

2 市の施策に準じて実施する教室等（以下「自主事業」という。）

施設の設置目的に合致し、かつ本業務の実施を妨げない範囲において、有度山総合公園運動施設等の事業目的達成、活性化のため、指定管理者の責任と費用により自主事業を実施することができる。自主事業の実施に当たっては、参加者から実費相当額を徴収することができる。

なお、自主事業の実施において、損失が生じた場合、市は補填を行わない。

自主事業の計画においては、年度当初の事業計画に盛り込むこと。なお、年度途

中に新たな事業の実施に当たっては、市と協議すること。

また、自主事業の企画・実施に当たっては、利用者の要望・意見に配慮するとともに、施設の他の利用者にも配慮すること。

3 事業の引継ぎについて

令和3年4月当初から行う指定事業においては、令和2年度中に募集を行う場合がある。教室事業収入においては、令和3年4月に受講者から徴収するものとするが、事業内容においては、指定管理期間の開始までに、準備業務として前指定管理者から引き継ぐものとする。

4 著作権について

指定・自主事業等の遂行に伴い使用する音楽等において、著作権法等関係法令を遵守し、指定管理者が申請を行い、費用についても指定管理者の負担とする。